玄海地域原子力防災協議会作業部会　関係機関一覧

内閣府
佐賀県
佐賀県警察本部
長崎県
長崎県警察本部
福岡県
福岡県警察本部
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省　　等

≪オブザーバー≫
佐賀県玄海町
佐賀県唐津市
佐賀県伊万里市
長崎県松浦市
長崎県佐世保市
長崎県平戸市
長崎県壱岐市
福岡県糸島市

九州電力（株）　　等

資料1

令和４年度佐賀県原子力防災訓練実施概要（案）

１　目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、佐賀県・玄海町・唐津市・伊万里市の地域防災計画(原子力災害対策編)及び「玄海地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

２　実施日

令和４年 10 月 29 日(土)

※　福岡県・長崎県は同日に実施。

※日程は、8/29 に公表済

３　主催者

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市

４　訓練想定

感染症流行下の中、佐賀県内で発生した地震により、各関係機関は警戒体制を構築していた。

その後、通常運転中の玄海原子力発電所４号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生し、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

５　訓練項目及び内容

（１）　災害対策（警戒）本部等設置運営訓練

○　事態の推移に応じ県及び関係市町は、原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部を設置の上、ＴＶ会議を開催し、国、３県及び関係市町と情報共有を図る。

（２）緊急時通報連絡・情報伝達訓練

○　原子力事業者からの事故等に関する情報について、国、県、市町、原子力事業者等による相互の通報連絡及び収受

○　各種情報（モニタリング結果、気象情報等）の関係機関への情報伝達

○　テレビ会議システムを活用した国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町による防護措置等に関する情報伝達

○　防災業務関係者等への防護措置等に関する情報の連絡

○　報道機関への避難指示等の報道要請

○　ヘリテレ伝送システムを活用した映像伝送

◎　ブラインド訓練（自然災害による避難ルートの変更）

（３）屋内退避訓練

○　訓練前日までのＵＰＺ内の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関等における屋内退避

○　訓練当日の放射線防護対策施設における屋内退避

（４）一般住民避難訓練

○　ＰＡＺ内住民の避難及びＵＰＺ内特定地域の住民の一時移転

○　佐賀県バス・タクシー協会との協定に基づき確保する車両による避難

○　避難所設置・運営訓練

◎　ブラインド訓練（自然災害による避難ルートの変更）

◎　愛護動物避難訓練（ペット避難）

避難地区及び避難先
玄 海 町（PAZ）花の木地区　　→ 小城体育センター（小城市）
　　（UPZ）田 代 地区　　→ 小城体育センター（小城市）
唐 津 市（PAZ）肥前町京泊地区 → 有明公民館（白石町）
　　（UPZ）二タ子１丁目　　→ 春日北小学校（佐賀市）
伊万里市　黒川町、波多津町、南波多町→　山内農村環境改善センター（武雄市）
愛護動物　肥前町京泊地区（想定）→ 有明公民館（白石町）→ More Wan（大町町）

（５）離島住民避難訓練

県防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリ、海上自衛隊船舶、海上保安庁船舶、水難救済会船舶、佐賀県旅客船協会との協定に基づく船舶等による離島住民の避難

松島 → 唐津市浄水センター（ヘリ）※かちどき、陸上自衛隊
　　→ 唐津港（船舶）※海上自衛隊、海上保安庁、旅客船協会、水難救済会

（６）小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練

小・中学校における児童の保護者への引渡し

玄海町（UPZ）玄海みらい学園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

（７）保育所の園児の引渡し及び避難訓練

保育所における園児の保護者への引渡し及び避難

玄海町　ふたば園　あおば園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

（８）高齢者福祉施設の入所者の避難訓練

○　高齢者福祉施設の入所者の屋内退避及び避難

※　避難訓練は避難を想定した連絡訓練として実施

玄 海 町（PAZ)玄海園 →　天寿荘（多久市）
唐 津 市（PAZ)宝寿荘 →　鳳寿苑（小城市）
伊万里市（UPZ)楽寿園 →［中継]やすらぎ(多久市)→しょうぶ苑（佐賀市）

○　入居者の屋内退避訓練
○　物資受入訓練（玄海園）

（９）障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練

○　障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練
※　受入施設まで避難するとの想定で、途中まで移動
○　グループホームの屋内退避訓練

唐津市(UPZ)からつ学園　→　富士学園（佐賀市）
唐津市(UPZ)あやめ荘　※屋内退避のみ

(10) 在宅避難行動要支援者避難訓練

○　施設敷地緊急事態要避難者のうち避難により健康リスクが高まる者の避難誘導
○　放射線防護対策施設における上記の者の受入

玄海町花の木地区(PAZ) → 小城体育センター（小城市）
玄海町小加倉地区、普恩寺地区 → 玄海園(玄海町)
※今回は玄海町公民館値賀分館を使用。
唐津市呼子町殿ノ浦西地区→ デイサービスちんぜい荘

(11) 緊急時モニタリング訓練

○　佐賀県緊急時モニタリング本部の設置運営
○　緊急時モニタリング（固定・可搬・電子線量計）の実施
○　緊急時モニタリング結果の関係機関等への情報提供

(12) 原子力災害医療対策訓練

○　避難退域時検査訓練
【運営及び対応訓練】会場：佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市）
・　検査体制の構築
・　車両、住民等の汚染検査及び除染等の実施等
【住民周知】多久市陸上競技場（多久市)、白岩運動公園競技場（武雄市）
・　ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
・　避難退域時検査の意義の説明等
○　被ばく傷病者など受入訓練（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）
・　被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送
・　原子力災害拠点病院における処置
○　避難指示が出された住民に対する安定ヨウ素剤の配布訓練（玄海町、唐津市、伊万里市）
・　各緊急配布場所における安定ヨウ素剤の緊急配布

（13）公安対策訓練

○　県警による避難誘導訓練
○　県警による交通規制訓練
○　県警及び海上保安庁による立入規制訓練
○　県警による警戒警備訓練
◎　ブラインド訓練（自然災害による避難ルートの変更）

（14）救援物資搬送訓練

○　放射性物質放出後にＰＡＺ内で屋内退避を実施している放射線防護対策施設への自衛隊による救援物資搬送訓練（玄海園へ）
○　避難所へのトラック協会による救援物資搬送訓練（伊万里市の避難先施設へ）
○　避難所への九州電力による救援物資搬送訓練（唐津市の避難先施設へ）

（15）住民等に対する広報訓練

○　地域住民等への広報（緊急速報メール（エリアメール）日本語版・英語版、防災行政無線、広報車、船舶、ＦＭラジオ、ＣＡＴＶ、ホームページ等）
◎ケーブルテレビでの避難情報等の字幕テロップの表示またはデータ放送の実施。

（16）原子力発電所における緊急時対策訓練

○　対策本部運営訓練
○　通報連絡訓練
○　警備・避難誘導訓練
○　事故収束訓練
○　海水・土壌モニタリング訓練
○　火災対応訓練

資料2

令和４年度長崎県原子力防災訓練の概要について

長崎県危機管理課

１．訓練目的

玄海原子力発電所からおおむね30Km圏内の長崎県及び関係４市（壱岐市、松浦市、佐世保市、平戸市）において、万が一の原子力災害に備えて、「原子力防災訓練」を実施しています。

この訓練では、原子力防災関係機関の対応能力の向上や、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、地域住民の方々に原子力防災に対する理解を深めていただくことを目的としています。

今年度の訓練では、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故をふまえた、原子力災害対策指針及び長崎県、関係４市の地域防災計画に基づき、避難を含めた訓練を実施します。

２．訓練日時

令和４年10月29日　8:00～14:30（3県合同）
令和４年11月12日　8:00～14:30（松浦市）

３．実施場所

佐世保市、平戸市、壱岐市、長崎県庁ほか

４．訓練参加機関

参加予定機関　５７機関
（自衛隊、警察、消防、海保、福祉施設、原子力規制事務所、九州電力等）

５．訓練想定

感染症流行下の中、佐賀県内に発生した地震（佐賀県玄海町震度６弱）により、各関係機関は警戒態勢を構築していた。

その後、玄海原子力発電所４号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生し、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生し、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

６．訓練項目及び場所（詳細調整中）

（１）情報収集伝達訓練及び災害対策本部の設置、運営訓練

緊急時における防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図るとともに、県、市町及び防災関係機関の指揮系統の確立及び応急活動体制の習熟を図る。

福島経過時刻	想定時刻（例）	訓練時刻	想定事態の進展	長崎県庁	実動訓練
3 月 11 日 14:46 地震発生	10 月 29 日 7:00 地震発生	10 月 29 日 7:00 地震発生		災害警戒本部設置	
	8:00	8:00	発電所通報第1報 (警戒事象発生)	○情報収集伝達訓練(8:00～12:00)	
15:42	8:30	8:30	発電所通報第2報 特定事象の発生 (原子力災害対策特別措置法第 10 条事象)		
16:36 (※通報16:45)	9:00	9:00	発電所通報第3報 特定事象の発生 (原子力災害対策特別措置法第 15 条事象)		
19:03	9:10	9:10	原子力緊急事態宣言発出	災害対策本部設置	現地災害対策本部設置
21:23			半径 5km 圏避難指示 (福島事故での国の指示は当初「3km 圏内避難指示」)	○災害対策本部会議(計3回)	○緊急時モニタリング訓練
3 月 12 日 15:36	10:00	10:00	発電所通報第4報 敷地境界付近の放射線量の上昇		
18:25			(福島では「20km 圏内避難指示」)		
3 月 15 日 11:00	11 月 1 日 10:20	10:20	20μSv/hを測定 半径 30km 圏避難指示		○バスによる住民避難訓練 ○避難誘導並びに広報訓練
		12:00		訓練終了	
		14:30			訓練終了

※訓練のため、想定時間をスキップして実施します。

（２）緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリング計画の実地検証と、防災計画に基づき整備したモニタリング備品等の現場での活用の円滑化を図るため、避難対象範囲となる玄海原子力発電所から 30km 圏内を中心として現地モニタリング訓練を実施する。

原子力防災訓練当日に行う移動・測定実動訓練と、別日に行う線量測定・試料採取に係る実動訓練を実施予定。

（３）原子力災害医療訓練

玄海原発から 30km 圏内の避難住民について、30km 圏外の避難所に併設された救護所において住民登録を行うとともに、被ばく又は汚染されていないかサーベイメータを使って測定し、汚染されているとの結果が出た場合に実施する除染訓練を行う。また、安定ヨウ素剤の服用について、住民に対し説明及び模擬服用を行う。さらに、平戸市、松浦市では、避難時における傷病者発生を想定しヘリによる搬送を実施する。

避難所（救護所）訓練の実施予定場所

避難元	避難所（救護所）
松浦市	鷹島及び福島から松浦市内へ避難（波佐見町への避難を想定） 黒島、飛島、青島においては放射線防護施設へ屋内退避
佐世保市	三川内地区コミュニティセンター
平戸市	三川内地区コミュニティセンター（相浦地区への避難を想定）
壱岐市	勝本町ふれあいセンター　かざはや 大島、原島、長島においては、放射線防護施設へ屋内退避

（４）住民避難・誘導並びに広報訓練

玄海原発から 30km 圏内の住民について、陸路により 30km 圏外の避難所へ搬送するとともに、交通規制・車両誘導等の訓練を通じ、緊急時における諸体制の確立を図る。

関係機関が連携し、海上で操業中の漁船、沿岸の釣り客等に対する緊急事態発生の情報伝達、警戒区域となる海上からの速やかな避難及び広報要領の確立を図る。

本年度は、新型コロナウイルス感染症が発生している中での訓練であり、移動人数を限定し、感染症対策を考慮した訓練を行う。放射線防護施設のある離島については、防護施設への屋内退避訓練を実施する。また、4 市の３０ｋｍ圏内全域で屋内退避訓練を実施する。

高齢者施設、障害者施設については、避難施設と受入施設の間で、情報伝達訓練を実施する。

（５）壱岐市における広域避難訓練

壱岐市において島外避難が必要となった事態を想定し、島外への円滑な避難に向けた計画策定のため、福岡県（想定）への避難訓練を実施する。

資料3

令和４年度福岡県原子力防災訓練について（概要）

１　訓練実施目的

「原子力災害対策特別措置法」や「原子力災害対策指針」では、万が一、原子力災害が発生した場合には、原子力発電所から30km圏内の住民は、まずは、自宅等へ屋内退避し、その後の状況により、30km圏外の避難所へ一時移転することとなっている。

本県で、糸島市の一部（約１万５千人、約６千世帯）が、この30km圏内に含まれていることから、「地域防災計画」及び「広域避難基本計画」等を策定し、万が一の原子力災害に備えている。

今回、国、佐賀県及び長崎県と連携した広域避難訓練等を実施し、県民及び防災業務関係者の原子力防災対策の習熟及び意識向上、並びに防災関係者間相互の連携強化を図るもの。

２　日時

令和４年10月29日（土）８時～13時15分

３　場所

福岡県庁、糸島市役所　等

４　主催者

福岡県及び糸島市（佐賀・長崎県と連携）

５　参加者

機関数　　103機関（自衛隊、警察、消防、原子力規制庁、九州電力　等）

参加者数　約1,220人（うち、住民参加　約670人）

６　訓練想定

新型コロナウイルス感染症流行下、九州電力株式会社玄海原子力発電所４号機運転中に、佐賀県内において地震が発生、その後、事故等複合事象により原子炉への全ての給水・注水機能等が喪失し、原子炉内の放射性物質が外部に放出された場合を想定。

県は、事態の進展に応じて、国、関係市町及び関係機関と連携し、地域防災計画等に基づく諸対策を実施する。

７　訓練内容

今年度の訓練は、以下のとおり。

(1)　情報収集・伝達訓練

原子力災害時に、県民の安全及び安心を確保するため、九州電力や国からの情報を、正確に収集し、関係機関や住民に伝達する訓練を行う。

○　国、３県との間でテレビ会議を開催
○　九州電力や国からの情報収集、関係機関への情報伝達等
○　県が応急対策（緊急時モニタリング）の実施状況を把握
○　県が道路障害情報の収集・伝達
○　学校、幼稚園及び保育園への情報伝達（別日開催）

(2)　緊急時モニタリング訓練

国が、避難指示等を出す際に参考にする「空間放射線量率」（一定時間内に空気中を通過する放射線の量）等を、県内各所で測定し、国等へ報告する。

○　空間放射線量の監視強化
・　モニタリングポスト（９か所）の測定回数増
・　サーベイメータによる測定
・　モニタリングカーによる測定
○　環境資料（水）の採取・測定
○　モニタリングセンター（国）との情報伝達

(3)　広域避難訓練

万が一、原子力災害が発生した場合に備え、住民の「屋内退避」訓練を行い、更に、ＵＰＺ（原子力発電所から半径 30km 圏内）で高い放射線が確認された場合を想定し、「一時移転」（無用な被ばくを避けるため、一週間以内に当該地域から離れる）を行う。

○　**(新)新型コロナウイルス感染症対策を講じた県内広域避難**
避難所運営マニュアル作成指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じて広域避難を実施
○　屋内退避
○　避難行動要支援者避難支援訓練
在宅の避難行動要支援者への確実な情報伝達や移動の介助を実施
○　交通規制・誘導訓練
主要避難経路の通行止めを想定した交通規制・誘導及び迂回路による避難
○　愛護動物同行避難
○　介護老人保健施設などの社会福祉施設等利用者の広域避難
避難元施設、中継施設、避難先施設が連携して、要配慮者の避難を実施
○　離島（姫島）避難
放射線防護対策設備（はまゆう）で屋内退避を実施

(4)　原子力災害医療訓練

放射性物質による被ばくの抑制・低減及び、汚染の拡大防止を適切に実施するために、避難退域時検査・簡易除染訓練等を行う。

○　避難退域時検査・簡易除染

避難先でバス、自家用車及び住民の避難退域時検査、簡易除染を実施

○　安定ヨウ素剤の緊急配布

避難者に安定ヨウ素剤の緊急配布を実施（訓練では『模擬薬』を配布）

○　健康相談

県と放射線技師会が連携して、福岡市、志免町の避難所で健康相談・健康講話を実施

○　**㊙被ばく傷病者等搬送**

・（出動前）救助現場の被ばく可能性（放射線量）を試算（国新システムを活用）

・（救　助）負傷者救助活動（糸島市消防本部敷地内）

・（帰署時）消防隊員の汚染検査